

おしえて！ シリーズ 介護保険 vol. 6

介護保険 サービスの 種類は？

今回は、「介護保険サービスの種類」についてお知らせします。

サービスの種類は、大きく3つに分類できます。自宅などで生活しながら利用できる「在宅サービス」。介護保険施設に入所して利用する「施設サービス」。住み慣れた地域での生活を続けながら利用できる「地域密着型サービス」。今回は、「在宅サービス」についてお知らせします。

岡福祉課 介護保険係

☎ 286 - 3114

在宅サービス

訪問を受けて
利用できる
サービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の支援などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。

介護職員などに
訪問してもらい
入浴するサービス

訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

自宅での生活を
続けるための
リハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

看護師などに
訪問してもらい
療養上のケアを
受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

居宅で療養上の管理、
助言を受けられる
サービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。

第三者行為による傷病届の提出をお願いします

益城町国保や後期高齢者の加入者は、交通事故などの第三者の行為によるケガや病気でも、加入している保険者に届出をすることにより保険証を使って診療を受けることができます。

その場合、本来、加害者が負担すべき治療費を、市町村国保、後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という）のいずれかが一時的に立て替えて支払います。後日、保険者は、その治療費を加害者または自動車保険会社などに請求し、徴収することになります。

その請求を行う際に、「第三者行為による傷病届」が必要となります。被保険者は国保等を使って、交通事故などの治療を受けた際には、必ずこの届出を保険者窓口へ提出しなければなりません。

Q. どうして届出が必要なの？

A. 保険者が立て替えた治療費は、国の補助金などで補われることとなり、結果として、町や県、国の財政圧迫につながります。国保の財政状況改善のためにも、提出をお願いします。

Q. 届出はどうすればいいの？

A. 益城町のホームページより必要な書類をダウンロードできます。それらを印刷・記入の上、役場窓口へ提出してください。
また、保険会社による代行も可能です。代行を希望する人は、加入している自動車保険会社にご相談ください。